（国土利用計画法の一部改正）

第三百三条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「を受理した場合」を「がされた場合」に、「審査請求を受理した日」を「当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改め、同条第三項中「おいては」の下に「、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」を加え、「処分庁」を「処分をした行政庁」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百四条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第九項を次のように改める。

9　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。

第九十七条中「については、行政不服審査法による不服申立て」を「又はその不作為については、審査請求」に改める。

第九十八条第一項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合又は機構の上級行政庁とみなす。

（浄化槽法の一部改正）

第三百五条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の十四を次のように改める。

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第四十三条の十四　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第四十六条の二中「及び第四十三条の十四」を削る。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第三百六条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第三百七条　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「者は」を「者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「この項」を「この条」に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第二項を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第三百八条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第二項中「並びに第九十四条から第九十六条まで」を「、第九十四条並びに第九十五条」に改める。

第百四十条第五項を次のように改める。

5　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第百八十一条第二項中「及び同条第四項」を「から同条第五項までの規定」に、「同項中」を「同条第四項中」に改める。

第百八十八条第三項中「、第三項、第四項及び第六項」を「及び第三項から第六項まで」に改める。

第二百六十八条第二項中「第三項」の下に「並びに第三百六条第二項」を加える。

第三百四条第一項中「行政不服審査法による」を削る。

第三百五条中「については、行政不服審査法による不服申立て」を「又はその不作為については、審査請求」に改める。

第三百六条第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ事業組合若しくは事業会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

（国土交通省設置法の一部改正）

第三百九条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てに対する決定等」を「又はその不作為についての審査請求に対する裁決」に改め、同条第三項及び第四項中「決定等」を「裁決」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第三百十条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出しを「（都道府県知事がした処分等に対する不服申立て）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事が使用の認可に関する処分についての審査請求の裁決をした場合には、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四十三条の見出し中「決定及び」を削り、同条第一項中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、同条第二項中「国土交通大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「異議申立て又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第四十四条中「異議申立て又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、「決定又は」を削る。